

南知多町例規集データベースの構築及びデータ更新等に関する業務委託仕様書

1. 目的

この仕様書は、例規管理に係る事務の効率化と法制執務体制の充実を図るため、例規集データベースシステム（以下「システム」という。）の再構築に係るソフトウェア及びデータベース等の構築、本業務の見積書作成に必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

南知多町例規集に登録されている条例、規則等をデータベース化し、Webでの検索、表示、印刷する等の機能にとどまらず、例規起案審査機能を備えたシステムの再構築を行うものである。

3. 委託場所

南知多町役場（総務課）

4. 委託期間

契約日の翌日から令和11年3月31日まで

5. 準備期間

(1) 準備期間の設定

契約日の翌日から令和9年3月31日までの間、以下の準備業務を実施する。

(2) 準備業務の内容

- ① 現行システムからのデータ移行作業
- ② 新システムの動作確認・テスト
- ③ 職員向けの操作研修及びマニュアル作成
- ④ 本格運用開始に向けた調整・改善

ただし、現行契約者が受託する場合など、データ移行や新システムの動作確認等の必要がないと発注者が認める場合は、この限りではない。

(3) 準備期間中の費用負担

データ移行や職員研修等に必要な費用は、令和9年度及び令和10年度の委託費用に含まれるものとする。

6. 業務内容

(1) 基本仕様

ア LGWAN-ASP方式及びIDC（インターネット・データ・センター）方式のいずれの方法であってもサービスを提供できる構成とする。

イ 庁内LANに接続している全てのパーソナルコンピュータ端末で、例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとする

こと。

【動作環境】

OS : Windows11 以上

ブラウザ : Microsoft Edge (Chromium 版)、Google Chrome

データベースの構築は、南知多町例規集の電子データで契約締結日時点において本町が保有するものについて、例規集システムに搭載すること。その際、条例、規則、要綱等の名称及び規程形式か否かを問わず、例規集システムに搭載すること。

参考 : 南知多町例規集 (令和 8 年 7 月 1 日現在・現行例規約 454 本及び廃止例規約 78 本、過去原義 884 件以上、平成 20 年 3 月 31 日以降の改正履歴データ (改正前の条文データ) 約 3,400 件以上)

1 年間のデータ更新件数は、約 100 件を想定する。

(2) 例規集システム

南知多町例規検索・閲覧

① 例規検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号から例規を検索できる機能

② 施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規 (未施行を含む。) を閲覧できる機能

③ 本文表示機能

例規本文、原議本文を表示できる機能

④ リンク機能

条文中の例規・法令の引用箇所についてリンクアンカーが設定してあり、該当箇所を表示できる機能

⑤ 原議リンク機能

例規沿革情報から原議本文表示できる機能

⑥ 本文出力機能

例規全文又は選択した条、項、号等を RTF 形式でダウンロードできる機能

⑦ 新旧対照表出力機能

例規本文を新旧対照表形式にて RTF 形式でダウンロードできる機能

⑧ 出力フォーマット設定機能

例規条文・新旧対照表の出力設定ができる機能

例規立案・審査

① 条文編集機能

クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、Web ブラウザ上で条文を編集できる機能

② 改正文生成機能

条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能

③ 新旧対照表生成機能

条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能

④ 条文点検機能

条文構造、日本語表記、引用関係について点検できる機能。

⑤ データ取込み機能

システム外で作成した新規制定の例規データをシステムに取込み、システム上で編集し、法制執務の観点から点検できる機能

(3) 全国自治体等例規検索システム

① 全国自治体例規検索

全国自治体の例規をキーワード、条件設定で検索できる機能

② 本文表示機能

他自治体の例規本文を表示できる機能

③ 過去・未施行例規閲覧機能

他自治体の過去、未施行例規を表示できる機能

④ 本文出力機能

例規全文又は選択した条、項、号等をファイル出力できる機能

⑤ 条文比較機能

検索結果一覧から任意に選択した例規（自団体例規と他団体例規、他団体例規同士等）を条文比較できる機能

⑥ 類似検索機能

自団体例規と類似する例規を検索し、類似度を含めて表示できる機能

(4) 法令改廃情報システム、法制執務サポート

ア 法令改廃情報提供システム

① 法令改廃情報を速やかに提供できること。

② 法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名と関連付けた一覧で確認できること。

③ 制定・改廃のあった法令を引用している例規本文を表示できること。

④ 公布法令の概要（あらまし）を確認できること。

イ 法制執務サポート

① 例規に係る、制定、整備、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し日常生じる疑義の照会や相談について対応すること。

② 必要に応じて、議案審査段階での法規審査、法規審査会への出席及び助言を行うこと。

(5) 法令検索システム

① 現行、過去、未施行の法律・政令・省令を検索・閲覧できること。

② 法令の改正履歴、新旧対照表を表示できること。

③ 官報掲載法令を検索・閲覧できること。

④ 法令本文から委任、罰則規定等の参照条文を表示できること。

(6) 例規データ更新

各議会定例会終了後に例規データ更新を行うこと（年４回以上）。更新の期限

は、改正原稿送付後、原則として30日以内にデータ更新を完了すること。

(7) ホームページ公開用例規検索システム

- ① 町民公開用例規集として、町ホームページから、南知多町例規集を検索し、閲覧できること。

(8) システム操作のサポート

- ① 町の要望に応じ職員に対し操作説明研修会を実施すること。
- ② 操作方法についての問合せ窓口（電話、メール、Web等）を設置すること。

7. 保守等について

- (1) 機器の修理が必要になった場合、迅速に障害対応をすること。
- (2) 夜間バッチ処理による前夜時点でのバックアップデータの保管管理や、障害発生に備えた機器の冗長化対策によるデータの復旧など、データの復旧に対し万全の体制を整えること。
- (3) ウィルスチェックソフトの導入により、既知のウィルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。

8. 納入方法

事業者が所有するデータセンターに専用サーバを設置し、インストールするものとする。

9. 納入時期

システムを令和9年4月1日から使用できるよう納入すること。